外来カミキリムシ類交付金等　逆引き辞典
（令和８年度版）

令和８年６月

外来カミキリムシ類

関係省庁連絡会議事務局

外来カミキリムシ類交付金等　逆引き辞典目次（令和８年度版）

No	省庁名	交付金・補助金等名	頁
１	農林水産省	消費・安全対策交付金のうち重要病害虫の特別防除等	３
２	農林水産省	果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業	４
３	農林水産省	多面的機能支払交付金	６
４	環境省	特定外来生物防除等対策事業（交付金）	９
５	環境省	自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業（国際観光旅客税補助金）	12
６	林野庁	林業・木材産業循環成長対策交付金のうち森林資源保全対策	15
７	林野庁	森林病害虫等被害対策事業	17

消費・安全対策交付金のうち重要病害虫の特別防除等

１　対象品目・分野

生産園地、耕作放棄地

２　事業概要

事業実施主体が実施するクビアカツヤカミキリの防除対策や発生調査に要する経費について支援。

３　事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

４　支援内容

（１）対象経費：防除費用、調査費用、研修費用等

（２）補助率：定額、1/2 以内

（３）補助対象経費上限額：ー

（４）備考：

・年度途中の追加交付が可能

・クビアカツヤカミキリの発生調査については、農地以外でも実施可能

５　問い合わせ先

北海道農政事務所　消費・安全部農産安全管理課

（TEL：011－330－8815）

東北農政局　消費・安全部農産安全管理課

（TEL：022－221－6097）

関東農政局　消費・安全部農産安全管理課
（TEL：048－740－0101）
北陸農政局　消費・安全部農産安全管理課
（TEL：076－232－4006）
東海農政局　消費・安全部農産安全管理課
（TEL：052－746－1315）
近畿農政局　消費・安全部農産安全管理課
（TEL：075－414－9035）
中国四国農政局　消費・安全部農産安全管理課
（TEL：086－224－4511）
九州農政局　消費・安全部農産安全管理課
（TEL：096－211－9111）
沖縄総合事務局　農林水産部消費・安全課
（TEL：098－866－1672）

○ 消費・安全対策交付金のうち

重要病害虫の特別防除等

令和８年度予算概算決定額　1,896百万円（前年度 1,896百万円）の内数
〔令和７年度補正予算額　1,296百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

農作物に重大な被害を及ぼす**重要病害虫について**、発生地域における**防除対策を確実に講じます。**

＜事業目標＞

我が国未発生又は一部に発生している病害虫の**定着・まん延防止**

＜事業の内容＞

１．初動防除及び緊急防除の実施

緊急防除等の対象となりうるミカンコミバエ種群等の**重要病害虫の侵入が確認された**場合の**初動防除を支援**します。また、ジャガイモシロシストセンチュウ等の**重要病害虫の定着・まん延防止を図るため、植物防疫法に基づく緊急防除を実施**します。

２．重要病害虫の防除

クビアカツヤカミキリ等の生産地域に侵入し、**まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫に対する調査、防除、新たな防除体系の実証等を支援**します。

３．移動規制病害虫の防除

国内の一部地域に発生している、カンキツグリーニング病菌について、**被害の軽減や未発生地域へのまん延を防止するための防除**及び**根絶に向けた防除を支援**します。また、アリモドキゾウムシについて、防除の結果、得られた**無発生地域を維持するための防除体系の実証を支援**します。

＜事業の流れ＞

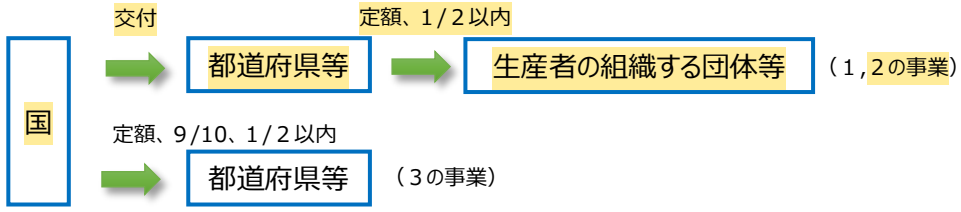

＜事業イメージ＞

初動防除の例（ミカンコミバエ種群）

ミカンコミバエ種群（成虫）

誘殺板の設置の様子

重要病害虫の防除の例（クビアカツヤカミキリ）

クビアカツヤカミキリの成虫と幼虫

拡散防止のための樹体へのネット巻き

緊急防除の例（ジャガイモシロシストセンチュウ及びセグロウリミバエ）

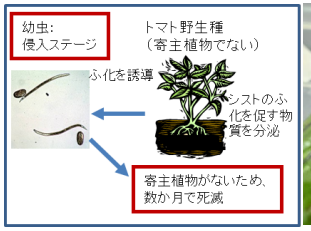

対抗植物の植栽による防除（ジャガイモシロシストセンチュウ）

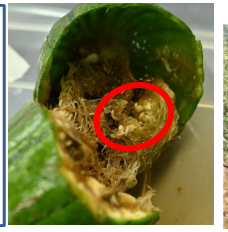
ヘチマに寄生した幼虫（セグロウリミバエ）

根絶防除及び防除体系の実証の例（カンキツグリーニング病菌及びアリモドキゾウムシ）

カンキツグリーニング病菌の罹病樹（カンキツ）

アリモドキゾウムシ（成虫）

重要病害虫の侵入が確認された場合に迅速に防除対策等を実施し、定着・まん延防止を徹底

［お問い合わせ先］　消費・安全局植物防疫課　（03-6744-9644）

持続的生産強化対策事業のうち
果樹農業生産力増強総合対策
（果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業）

１　対象品目・分野
果樹

２　事業概要
果樹の優良品目・品種への改植、
未収益期間の幼木管理経費を支援。

３　支援対象者
生産者

４　支援内容
（１） 対象経費：伐採・抜根費、深耕・整地費、
苗木代、植栽費等

（２）補助率：
〇改植支援：定額、１／２以内
（単価例）
・17 万円/10a　もも、うめ等の落葉樹の慣行樹形
〇未収益期間支援：定額
・22 万円/10a
（5.5 万円/10a×４年分を初年度に一括交付）

（３）備考：クビアカツヤカミキリ被害に係る特例として
以下の支援が可能
・被害果樹の同一品種（産地の振興品種）への改植
・被害を受けた樹体ごと（一本単位）の改植

５　問い合わせ先
農林水産省　農産局果樹・茶グループ
（TEL：03-3502-5957）

果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、**省力樹形や優良品目・品種への改植・新植**を支援します。また、近年顕在化する気候変動への適応対策として、**高温障害発生低減に向けた資機材導入等**を支援します。

果樹経営支援対策事業

Ⅰ　整備事業

１．改植・新植支援

優良品目・品種への改植・新植を支援。

※省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。

※以下の要件をクビアカツヤカミキリ被害に係る特例として緩和
①優良品種の同一品種への改植を可能とする
②被災樹体ごと（１本単位）の改植が可能

（省力樹形の例）

りんごの超高密植(トールスピンドル)栽培
(慣行比1.7倍以上の単位収量)

〈改植（新植）支援単価〉　（※補助対象となる植栽密度を別途設定）

（１）省力樹形

超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）	**73(71)万円/10a**
高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）	**53(52)万円/10a**
根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）	**111(108)万円/10a**
根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）	**100(99)万円/10a**
ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）	**33(32)万円/10a**
朝日ロンバス方式（りんご）	**33(32)万円/10a**
Ｖ字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等）	**73(71)万円/10a**
省力的な植栽方法※	補助率1/2以内

（※整列的な配置等により効果を発揮するもので、省力樹形の要件の一部をみたすもの）

（２）慣行樹形等

みかん等のかんきつ類	**23(21)万円/10a**
りんご等の主要果樹	**17(15)万円/10a**
りんごのわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	**33(32)万円/10a**

２．小規模園地整備・設備の導入支援

（補助率：1/2以内）

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備、用水・かん水設備、防風ネット（多目的防災網含む）、防霜ファン、モノレール等の設置を支援。

３．高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入支援

（補助率：1/2以内）

①**遮光ネット、土壌被覆資材、細霧冷房**等の高温対策資機材の導入を支援
②**マメコバチ増殖**のための**巣箱設置**や**繭洗浄**等にかかる経費を支援

巣箱の設置

繭洗浄

４．放任園地の発生防止対策

支援単価：みかん等のかんきつ類　10万円/10a
りんご等の主要果樹　8万円/10a
その他の果樹は補助率1/2以内

作業条件の悪い園地や、病害虫による被害等の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

Ⅱ　推進事業

１．省力的樹園地への一斉改植支援

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、**離農園地等の代替園地において営農を継続するための掛かり増し経費**を支援。

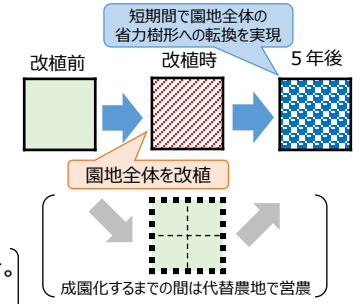

支援単価　56万円/10a

（代替園地に対し、11.2万円/10a×成園までの５年分。
初年度に一括交付）

２．技術的サポート支援

地域計画の目標地図と連動した省力樹形等への転換を推進するため、**先進地や研究機関からの指導者派遣**及び**産地内での省力樹形等の導入に向けた研修会開催に掛かる経費**を支援。（補助率：定額）

果樹未収益期間支援事業

改植・新植後の農薬代・肥料代等の幼木の管理経費を支援。

支援単価　22万円/10a
（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から４年分。初年度に一括交付）

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 全国団体 →（交付）→ 県法人等 →（定額、1/2）→ 果樹生産者等

［お問い合わせ先］農産局果樹・茶グループ（03-3502-5957）

多面的機能支払交付金

１　対象品目・分野

　地域資源（農地、水路、農道等）の適切な保全管理を行うための地域の共同活動

２　事業概要

　地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。

３　事業実施主体

　農業者等で構成される組織

４　支援内容

（１）対象経費：地域資源の保全活動等に要する経費

（２）補助率：定額（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）
（田 3,000 円/10ａ、畑 2,000 円/10ａ、
草地 250 円/10ａ等）

（３）備考：

- 病害虫発生低減のために、畦畔・農用地法面等やその周辺部での草刈り又は除草が可能
- 地域における生物多様性保全のため、外来種の駆除が可能
- ただし、営農しているほ場内での防除等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの支援は対象外

５　問い合わせ先

北海道農政部　農村振興局農村設計課
（TEL：011－231－4111）
東北農政局　農村振興部農地整備課
（TEL：022－263－1111）
関東農政局　農村振興部農地整備課
（TEL：048－600－0600）
北陸農政局　農村振興部農地整備課
（TEL：076－263－2161）
東海農政局　農村振興部農地整備課
（TEL：052－201－7271）
近畿農政局　農村振興部農地整備課
（TEL：075－451－9161）
中国四国農政局　農村振興部農地整備課
（TEL：086－224－4511）
九州農政局　農村振興部農地整備課
（TEL：096－211－9111）
沖縄総合事務局　農林水産部農村振興課
（TEL：098－866－0031）

日本型直接支払のうち

多面的機能支払交付金

令和８年度予算額　50,048百万円（前年度 50,048百万円）

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

＜事業目標＞

○　農地・水路等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積（237.8万ha［令和12年度まで］）

○　農地・水路等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合（50%［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．多面的機能支払交付金　48,463百万円（前年度48,463百万円）

①　農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

②　資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

（円/10a）

	都府県			北海道		
	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

［５年間以上実施した地区は、❷に75%単価を適用］

※１：❷、❸の資源向上支払は、❶の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※２：❶、❷と併せて❸の長寿命化に取り組む場合は、❷に75%単価を適用
※３：❸の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

２．多面的機能支払推進交付金 1,585百万円（前年度1,585百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞

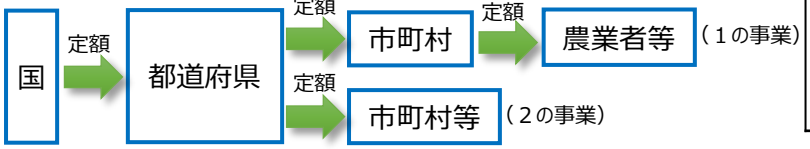

＜事業イメージ＞

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持　等
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定　等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動　等
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修　等

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

ため池の外来種駆除

実 施 主 体：農業者等で構成される組織（ ❶及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能 ）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

（円/10a）

項目			都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに１つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

（円/10a）

項目				交付単価
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し		800
		冬期湛水		4,000
		夏期湛水		8,000
		中干し延期		3,000
		江の設置等	作溝実施	4,000
			作溝未実施	3,000

項目		交付単価
組織の体制強化への支援	広域活動組織を設立し活動支援班※を設置する場合	40万円/組織

※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班

［お問い合わせ先］　農村振興局農地資源課　（03-6744-2197）

特定外来生物防除等対策事業（交付金）

１　対象品目・分野

特定外来生物による生態系に係る被害の防止に向け行う事業

２　事業概要

地方公共団体が主体的に取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、当該交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現するもの。（特定外来生物による生態系に係る被害防止の観点から、外来カミキリムシ３種（クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリ）も対象）。

３　事業実施主体

地方公共団体（中間執行団体を経由）

４　支援内容

（１）対象経費：

本事業を行うために必要な以下の経費

諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費、その他必要な経費で自然環境局長が承認した経費

（２）補助率：

「1/2 以内」又は「定額 250 万円※」

※ただし、定額を超える事業費分は 1/2 以内。

（３）備考：

・「特定外来生物の防除等対策事業にかかる経費」に対し、地方公共団体負担分が特別交付税措置の対象となっている。
・特別交付税措置の交付率は「当該交付金事業実施時には、最大 1/2」「当該交付金を受けずに行う単独事業実施時には、最大 3/10」となる。すなわち、地方公共団体の自己負担は実質最大で 1/4（当該交付金事業実施時）又は 7/10（単独事業実施時）に軽減される。

５　問い合わせ先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
電話：03-5521-8344

地方公共団体が実施する外来生物対策への支援（特定外来生物防除等対策事業）

環境省

【令和８年度当初予算　100百万円（100百万円）】
【令和7年度補正予算　600百万円　】

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和４年５月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和５年４月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

同法に基づくこれらの責務規定を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

（１）特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
（２）特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、250万円※）
（３）外来種対策戦略検討等事業（定額、250万円※）
※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（交付率は1/2以内又は定額）
■交付対象　地方公共団体（中間執行団体を経由）
■実施期間　令和５年度～

4. 事業イメージ

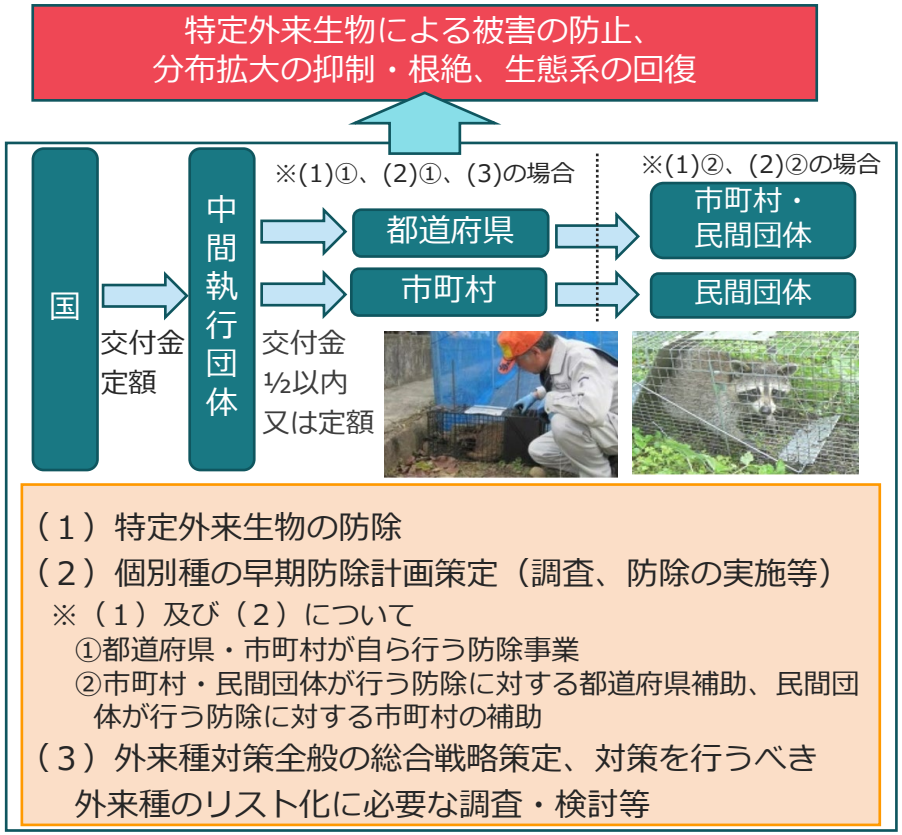

お問合せ先：　環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室　　電話：03-5521-8344

自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業
（国際観光旅客税補助金）

１　対象品目・分野

桜や梅の名所（※）から半径 40 ㎞圏内の地域において、クビアカツヤカミキリの防除等を行う事業。

※桜や梅の名所：以下の要件１）～２）のいずれかに該当するものをいう。

１）桜若しくは梅、又は、桜若しくは梅を主体とするイベントが地域の観光資源となっている場所であって、観桜期の観光入込客数の合計が 30 万人以上である場所

２）史跡名勝天然記念物に指定されている桜又は梅の所在地

２　事業概要

地域の自然観光資源を棄損し、観光地としての魅力を喪失させるおそれのある特定外来生物のうち、各地の桜や梅の名所に被害を生じさせるクビアカツヤカミキリの防除等を集中的に支援する。

３　事業実施主体

都道府県・市町村・観光地域づくり法人（DMO）
（中間執行団体を経由）

４　支援内容

（１）対象経費：

本事業を行うために必要な以下の経費

諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費、その他必要な経費で自然環境局長が承認した経費

（２）補助率：
「1/2 以内」

（３）備考：
・「特定外来生物の防除等対策事業にかかる経費」に対し、地方公共団体負担分が特別交付税措置の対象となっている。
・特別交付税措置の交付率は「当該補助金事業実施時には、最大 1/2」「当該補助金を受けずに行う単独事業実施時には、最大 3/10」となる。すなわち、地方公共団体の自己負担は実質最大で 1/4（当該補助金事業実施時）又は 7/10（単独事業実施時）に軽減される。

５　問い合わせ先
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
電話：03-5521-8344

自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業

令和８年度予算額
6億円（ - 億円）
（新規）

【事業目的・背景・課題】

○**お花見（桜）の経済効果は約１兆3878億円超**、このうち**訪日外国人の経済効果は26.3%と試算**されている。(※)
また、お花見にいく訪日外国人は約502万人、支出額は約1,687億円と試算されており、**桜は日本最大の自然観光コンテンツ**といえる。一方、**特定外来生物のクビアカツヤカミキリが**、国内初確認から**10年あまりで17都府県まで分布を拡大**させ、各地の**有名観光地で桜や梅を棄損**し**大きな社会問題**となっている。

○桜、梅等の日本を代表する**キラーコンテンツを保全**し、**観光地の魅力を維持・向上させる**ため、外来生物防除等の対策を行う必要がある。

※宮本勝浩 関西大学名誉教授による試算

【事業内容】

○地域の自然観光資源を棄損し、観光地としての魅力を喪失させるおそれのある特定外来生物のうち、各地の桜や梅の名所に被害を生じさせる**クビアカツヤカミキリ**について、**防除等を集中的に支援**する。

- 想定される対策：樹幹へのネット巻き、薬剤の樹幹注入、薬剤の散布、被害木の伐採、巡視、普及啓発　等

○専門家の派遣や直轄施設等における防除を行い、効果的かつ迅速な対策実施を図る。

【事業実施スキーム】

・事業形態：直轄事業及び間接補助事業（補助率 1/2）
・請負先 or 補助対象：国→民間事業者→都道府県、市町村、DMO
・事業期間：令和８年度～

【事業イメージ】

クビアカツヤカミキリ対策

桜や梅の観光地の魅力の維持・向上

林業・木材産業循環成長対策交付金のうち
森林資源保全対策

１　対象品目・分野

森林

２　事業概要

突発性森林病害虫で、森林に重大な損害を与える病害虫（ツヤハダゴマダラカミキリを除く）に対する薬剤の散布等について支援。

３　事業実施主体

都道府県、市町村等

４　支援内容

（１）対象経費：　需用費、委託料、備品・資材購入費等

（２）補助率：　1/2 以内

５　問い合わせ先

林野庁研究指導課森林保護対策室

（TEL：03-3502-1063）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち

森林資源保全対策

令和８年度予算概算決定額　7,994,961（前年度7,033,014）千円の内数

健全な森林の造成を推進するため、地域の実情に応じて都道府県や市町村等が実施する、森林病害虫や野生鳥獣による被害防除、林野火災予防等を支援します。

１．森林資源保護の推進

（１）森林病害虫等防除

スギ・ヒノキ病害虫や突発性森林病害虫の防除等

【実施主体】 都道府県、市町村等

（２）森林健全化促進

ナラ等の大径未被害木の伐採、抵抗性マツの植栽等

【実施主体】 都道府県、市町村等

（３）森林病害虫等防除活動支援体制整備促進

防除活動推進のための資機材の整備等

【実施主体】 都道府県、市町村等

（４）松林保全体制整備強化

被害先端地周辺のマツノマダラカミキリ生息調査等

【実施主体】 都道府県、市町村等

ミズナラの萌芽（若返り）

移動式チッパー

（５）野生鳥獣被害防除

・野生鳥獣による被害を防止するための防護資材、捕獲用わなの設置

・長期の行動把握調査や森林被害マップの作成

【実施主体】都道府県、市町村、森林組合等

はく皮防止資材

捕獲用の囲いわな

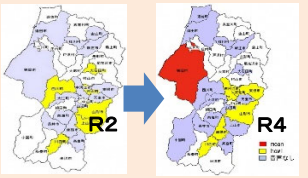

森林被害マップの作成

２．森林環境保全の推進

林野火災予防対策

消火資機材の配備、火災予防活動等

【実施主体】 都道府県、市町村

消火資機材の配備

山火事予防の普及啓発活動

国 → 都道府県 → 市町村等　1/2以内

［お問い合わせ先］林野庁研究指導課森林保護対策室（03-3502-1063）

森林病害虫等被害対策事業

１　対象品目・分野

森林

２　事業概要

ツヤハダゴマダラカミキリ被害木の駆除について支援。

３　事業実施主体

都道府県、市町村等

４　支援内容

（１）対象経費：　伐倒費、破砕費、資材費等

（２）補助率：　1/2 以内

５　問い合わせ先

林野庁研究指導課森林保護対策室

（TEL：03-3502-1063）

森林病害虫等被害対策事業

令和８年度予算概算決定額　575,296千円（前年度 611,919千円）
（令和7年度補正予算額（森林被害防止総合対策のうち森林病害虫等被害拡大防止緊急対策）720,000千円の内数）

＜対策のポイント＞
森林病害虫等による被害抑制のため、被害が拡大している**東北地方等において、農林水産大臣命令による防除の実施**や**地方公共団体等が実施する防除を支援します。**

＜事業目標＞
保全すべき松林の被害率を全国的に１％未満の「微害」に抑制

＜事業の内容＞

1　森林害虫駆除事業委託　　**179,979（179,979）千円**
○　松くい虫について**東北地方における被害拡大防止**、佐渡におけるトキ営巣木等の保全を図るため、**農林水産大臣命令による伐倒駆除や薬剤散布**等を実施します。

2　森林病害虫等防除事業費補助金　　**394,342（430,965）千円**
①　松くい虫被害が新たに発生している**高緯度・高標高地域等における伐倒駆除や薬剤散布**を支援します。
②　薬剤の樹幹注入等、**環境に配慮した松林保全**対策を支援します。
③　**カシノナガキクイムシやのねずみ等による被害のまん延防止**及び**ツヤハダゴマダラカミキリ被害木の駆除**を支援します。

3　森林病害虫等防除損失補償金　　**975（975）千円**
○　農林水産大臣**命令を受けて行う伐倒駆除等に要する費用等を補償**します。

＜事業の流れ＞

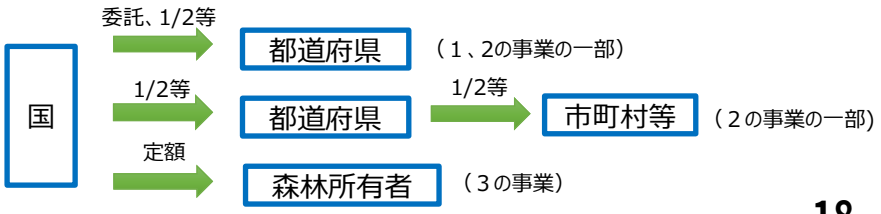

＜事業イメージ＞

予防
・薬剤散布は、マツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリ成虫を直接殺虫するとともに、薬剤が染込んだマツの枝をかじった成虫も殺虫します。
・樹幹注入は、マツ樹体内に侵入するマツノザイセンチュウが増殖できないように薬剤を樹幹に注入します。

薬剤の地上散布

薬剤のヘリ空中散布

薬剤の樹幹注入

駆除
・被害木を伐倒し、くん蒸・破砕・焼却等により、被害木に生息しているマツノマダラカミキリの幼虫を駆除します。
・ツヤハダゴマダラカミキリ被害木を駆除します。

くん蒸処理

破砕処理

ツヤハダゴマダラカミキリ対策

［お問い合わせ先］林野庁研究指導課（03-3502-1063）